箕面市証明書コンビニエンスストア交付システム 構築業務委託に伴う一般競争入札説明書

(総合評価落札方式・入札後資格確認型)

平成28年(2016年) 5月 2日

本説明書は、箕面市証明書コンビニエンスストア交付システム構築業務委託に伴う一般競争入札(以下「本入札」という。)に参加しようとする者に対し、入札の方法、その他入札の参加に必要な手続き等を説明するものである。

1. 業務の目的

本市では、市役所、支所等の施設窓口による証明書の交付に加え、施設開庁時間外でも交付を可能とする自動交付機による交付を、さらには閉庁日でも交付を可能とする市内8か所での証明発行拠点による交付を実施し、住民サービスの向上及び円滑な業務運営に努めてきた。

しかしながら、自動交付機の保守サポートが平成29年(2017年)11月をもって終了となることや平成28年(2016年)1月より運用が開始されたマイナンバーカードへの円滑な対応等を多面的に検討した結果、自動交付機による交付を廃止し、更なる住民サービスの向上を目的とした証明書のコンビニエンスストア交付(以下「コンビニ交付」という。)を実施するものである。

2. 基本方針

本市の住民情報システムを取り巻く環境等を考慮し、以下を基本方針と定め、コンビニ交付システム(以下「本システム」という。) を調達する。

(1) 交付環境の拡充

現行の自動交付機による各種証明書の交付では、市役所本庁及び豊川支所の 2か所、稼働時間が8時から20時と交付環境が限定されているが、本システムの導入により、本市市内に限らず全国のコンビニ交付対応店舗にて6時30 分から23時まで交付環境を拡大し、住民の利便性を大きく向上させる。

(2) システムの可用性

証明書交付事務は、本市窓口業務の根幹であり、その事務を担う本システムは、ダウンやエラー等による市民への不利益が生じることのない高レベルで安定したサービスが提供できる可用性が必要である。

(3)システムの安全性

本システムは、住民基本台帳情報や税情報を始めとした多くの個人情報を取り扱うため、セキュリティの高いシステム連携の構築、システム利用者権限の設定等、個人情報保護が確立され、コンピュータウイルス対策として、外部媒体によるパターンファイル更新等の対策が講じられている安全性が必要である。

(4) 低廉性

本システムの構築は、本市施策方針に基づきパッケージソフトウェアの利用を基本原則とし、本システムの運用は、低コストにて保守、運用が継続できる等、イニシャル及びランニングの両コストにおける低廉性が必要である。

3. 入札に付する事項

(1) 名称

箕面市証明書コンビニエンスストア交付システム構築業務委託

(2)契約予定時期

平成28年(2016年)6月

(3)履行期間

契約の締結日から平成29年(2017年)1月31日 ※コンビニ交付の開始は、平成29年(2017年)1月4日予定

(4)業務内容

仕様書に示す全機能を実装した本システムを稼働させるための一切の作業、 本業務に必要な全てのハードウェア・ソフトウェアの調達

(5) 入札方式

総合評価落札方式による一般競争入札とする。競争入札の参加資格は、開札後に落札の候補者に必要書類の提出を求め、資格を確認する入札後資格確認型とする。

(6) 予定価格

予定価格は、以下の2種類の参考価格の総額とする。

参考価格

- (消費税及び地方消費税相当額(以下「消費税等」という。)を除く。)
- ①箕面市証明書コンビニエンスストア交付システム構築業務委託

金6,820,000円

- ②本システム稼働後平成34年(2022年)3月31日までのシステム使用料 (ハードウェア保守料を含む) 金24,129,000円
- (7) 地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政 令第16号。以下「令」という。)その他関係法令に則ること。
- (8) 本市契約規則その他本市の条例、規則等の規定を遵守すること。

4. 入札参加資格

本入札に参加する者(以下「入札者」という。)は、次に掲げる条件を全て満たした者でなければならない。

- (1) 令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後3年を経過しない者(当該事実と同一の事由により箕面市競争入札参加者指名停止要綱(平成8年箕面市訓令第2号)に基づく指名停止を受けている者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者でないこと。

- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項の規定による更生 手続開始の申立てをしていない者又は同条第2項の規定による更生手続開始の 申立てをなされていない者であること。ただし、同法第199条又は第200 条の規定により更生計画が認可された者については、更生手続開始の申立てを しなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (4)会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、更生手続開始又は更生手続開始の決定後、新たに箕面市競争入札参加資格審査の申請を行い、資格要件を有すると認められた者は除く。
- (5) 本入札の告示日から入札日までの間において、箕面市競争入札参加者指名停止要綱に基づく指名停止又は箕面市建設工事等暴力団対策措置要綱(昭和62年9月1日施行)に基づく指名除外を受けていないこと。
- (6) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (7) 入札参加における提出書類の内容を誠実に履行できること。
- (8) 同規模の地方公共団体に本システムパッケージの導入、更新を行った実績を 有していること。
- (9) 「プライバシーマーク」又は「ISMS (ISO27001)」を取得していること。
- (10) 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できること。

5. 入札事務の担当室

〒562-0003

箕面市西小路四丁目6番1号

箕面市総務部契約検査室(箕面市役所別館6階)

電話:072-724-6714

※入札説明書等の各種資料は、本市のホームページから入札者が取得するものとし、印刷物による窓口配布は実施しない。また、入札方法、入札参加資格、 仕様内容等に対する質問は、原則として質問書で受け付けるものとし、口頭 での回答・説明等は実施しない。

6. 入札の方法

(1)入札書(様式1)

入札者は、「入札書」に入札価格(消費税等抜き)を総額で記載の上、記名 ・押印して提出しなければならない。

(2) 受託業務等内訳書(様式2)

入札者は、「受託業務等内訳書」に業務ごとの入札価格の内訳(消費税等抜

き)を記載して提出しなければならない。

(3)提案書(様式3~21)

入札者は、価格以外の評価項目の評価に必要な書類(以下「提案書」という。)に必要事項を記載の上、記名・押印して提出しなければならない。

(4)提案書関連書類

入札者は、提案書に必要な資料を添付しなければならない。

(5) 注意事項及び禁止事項

- ①入札書及び提案書の記名・押印は、法務局又は市町村に登録された名称及び 印鑑をもってしなければならない。ただし、当該名称で当該印鑑を押印した 委任状を提出し、当該受任者が入札した場合は、この限りでない。
- ②箕面市契約規則に規定する有資格者名簿(以下「有資格者名簿」という。) に登録されている入札者は、上記①の定めにかかわらず、当該受任者の名称 及び印鑑で入札することができる。
- ③入札者は、提出した入札書及び提案書の書き換え、引き換え又は撤回をする ことができない。ただし、錯誤等によるものとして市が認めた場合は、この 限りではない。

7. 落札者の決定基準

(1)配点

落札者の決定は、契約時から平成33年度(2021年度)までの負担金額に関する評価及びそれ以外に関する評価により行い、契約時から平成33年度(2021年度)までの負担金額に関する評価に100点、それ以外に関する評価に200点を配点する。

(2)評価

「落札者決定基準(別紙A・B)」に基づき点数化する。

契約時から平成33年度(2021年度)までの負担金額に関する評価点の算出方法については、本市で積算した本システム構築業務及び本システム稼働後の使用料の見積金額の総額(消費税等抜き)を本市積算価格として用い、落札者決定基準(別紙A)記載の式により算出する。

(3) その他

提出された書類等などにおいて、業務の履行内容その他市が必要と認める事項については、記載内容の聞き取り、証明書類等の提出を求めることがある。 当該請求に応じない場合は、入札を無効とする。

8. 落札者の決定方法

(1)入札者の評価は、入札金額に関する評価点と入札金額以外の項目に関する評

価の点を合計した点数 (以下「総合評価点」という。) により決定するものと する。

- (2) 前項の評価の結果、入札書に記載された入札価格が予定価格の制限の範囲内で、受託業務等内訳書に記載された業務ごとの見積金額の内訳(消費税等抜き)がそれぞれの参考価格以下であり、これらの総額(消費税等抜き)が本市積算金額の範囲内である者のうち、総合評価点が最も高い入札者(以下「最高入札者」という。)を落札の候補者とする。ただし、この場合において最高入札者が2者以上ある場合は、抽選により落札の候補者を決定する。
- (3) 落札の候補者に競争入札参加資格申請書及び競争入札参加資格の確認に必要な資料(以下「申請書等」という。)の提出を求め、当該申請書等の内容を確認の上、落札者とする可否を決定する。
- (4) 前項の確認の結果、最高入札者を落札者としないと決定した場合は、次順位 の者から同様の確認を行い、落札者とする可否を決定する。
- (5) 落札者の発表は、入札後2週間以内を目途とし、当該落札者に通知するとと もに本市ホームページ上に掲載する。
- (6) 落札金額は、落札者が入札書に記載した価格に消費税等に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を加算した金額とする。

9. 質問書に関する事項

- (1)公告、入札説明書、仕様書その他関係書類に関して質問がある場合は、質問書(様式22)に必要事項を記入の上、メールで送信すること。
- (2) 質問書の提出期限:平成28年(2016年)5月13日(金)正午(必着)
- (3)送信先メールアドレス:simin@maple.city.minoh.lg.jp
- (4)メールの件名は、「【事業者名】コンビニ交付業務委託質問書」とする。
- (5) 質問及び回答は、本市ホームページ上に随時掲載する。

10.入札に必要な書類及び提出の場所等

- (1)入札にあたり提出する書類(以下「入札書等」という。)
 - ①入札書(様式1)
 - ②受託業務等内訳書(様式2)
 - ③提案書(様式3~21)及び適宜必要な資料
- (2)入札書等の提出場所

箕面市役所別館6階 総務部契約検査室

(3)入札書等の提出日時

平成28年(2016年)5月23日(月)午前10時から正午まで

(4)入札書等の提出方法

下記の要領で作成し、必ず持参すること。

①入札書

入札書及び受託業務等内訳書を封筒に密封し、封筒の表に入札者名及び件名「箕面市証明書コンビニエンスストア交付システム構築業務委託入札書」 を朱書して、1部提出する。

②提案書

提案書(添付資料含む)は、正本1部、副本10部の計11部を提出する。 なお、正本・副本とも、提案書(様式3)を表紙として、「提出書類チェックリスト(様式4)」のチェック欄を必ずチェックし、提出様式ごとにタックインデックス等のラベルを添付した上で、それぞれファイルに綴じ込み提出すること。

- (5) 入札書等の作成に要する経費は、入札者の負担とする。
- (6) 開札への立会を希望する場合は、申し出ること。

開札日時: 平成28年(2016年)5月23日(月)午後1時

開札場所:箕面市役所別館6階 総務部契約検査室

- ①開札立会参加申込書(様式 2 5)に必要事項を記入の上、メールで送信する こと。
- ②提出期限:平成28年(2016年)5月20日(金)正午(必着)
- ③送信先メールアドレス:simin@maple.city.minoh.lg.jp
- ④メール件名は、「【事業者名】コンビニ交付委託開札立会参加申込書」とし、 宛先担当部署は、箕面市市民部窓口課(電話:072-724-6726)とする。

11. 申請書等の提出

落札の候補者は、本市からの通知に伴い、指定する期日までに以下のとおり申請 書等を提出しなければならない。

- (1) 競争入札参加資格確認申請書(様式23)
- (2)競争入札参加資格の確認に必要な資料(様式24)
 - ①登記簿謄本(法人)
 - ②印鑑証明書 ※写し不可
 - ③法人税・所得税・消費税の納税証明書
 - ④事業税の納税証明書
 - ⑤市町村民税の納税証明書
 - ⑥許可・登録・認可証明書 ※申請業務に必要な場合
 - (7)技術者経歴書 ※申請業務に必要な資格者
 - ⑧業者カード・契約実績一覧表

- 9電算入力票
- ⑩委任状 ※支店等が契約先となる場合
- ①誓約書(暴力団員不当行為防止)
- ⑩地方公共団体との本システムの構築又は更新業務の契約書の写し
- ③プライバシーマーク又はISMS (ISO27001) 取得を証明できる書類
- (3) 有資格者名簿に登録されている者は、前項の書類のうち、①から⑪までは省 略することができる。
- (4)提出方法は、持参又は郵送による。
- (5) 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (6) 提出された申請書等は、返却しない。
- (7) 競争入札資格の確認のため、申請書等の内容確認や追加資料の要求等の指示をする場合がある。
- (8)提出期限内に提出しないとき又は前項の指示に従わないときは、当該落札の 候補者の決定を取り消すことができる。

12. 入札にあたっての確認事項

- (1) 入札保証金及び契約保証金に関する事項
 - ①入札保証金は、免除する。
 - ②契約保証金は、免除する。ただし、履行保証保険による保証を付けなければならない。この場合における保証金額は、契約金額の100分の10に相当する額以上とする。
- (2) 契約書作成の要否
 - ①契約書は、本市の指定する様式とする。
 - ②契約書の作成に要する経費は、落札者の負担とする。
- (3)入札の無効

以下に掲げる入札は、無効とする。

- ①入札参加資格がない者による入札
- ②入札者の記名、押印のない入札
- ③記入事項の判読できない入札
- ④入札価格を改ざん、訂正した入札
- ⑤記載事項の訂正、加筆、削除等をした場合における訂正印、捨印のない入札
- ⑥指定の日時までに提出又は到達しなかった入札
- ⑦入札者又はその代理人が二以上の入札をしたときは、その全部の入札
- ⑧入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その全部の入札
- ⑨入札に関する事項を記載せず、又は、一定の金額をもって価格を表示しない 入札

- ⑩委任状の提出のない代理人による入札
- ⑪予定価格を超過した金額を記載した入札
- ①入札談合に関する情報があった場合において、不正のない旨の誓約書の提出を求めたにもかかわらず、当該誓約書の提出に応じない者による入札
- ③入札公告又は入札説明書に定める入札方法によらない入札
- (4)申請書等及び入札書等に虚偽の記載をした者による入札
- ⑤申請書等の提出を求められたにもかかわらず、当該申請書等を提出しない者 又は資格確認のための提出を求めたにもかかわらず、その提出に応じない者 による入札.
- IB前各号に掲げるもののほか、入札の条件に違反した入札
- (4) 調達手続の延期又は中止等に関する事項 次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取
 - 次のいすれかに該当したときは、当該人札を延期し、中止し、又はこれを取 り消すことがある。
 - ①入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公 正に執行することができない状態にあると認められるとき
 - ②天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執 行することができない状態にあると認められるとき
 - ③調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

13. その他

- (1)提出された書類は、一切返却しない。
- (2) 入札者の名称及び評価点は、本市ホームページで公表するものとする。
- (3)消費税等について、法改正その他国による制度の変更があった場合の契約金額その他の取扱いについては、法改正その他の制度に基づき定めるものとする。
- (4) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。